

## 賃金支払状況等の報告状況（平成 29 年度選定分）について

### 1 根拠

県が締結する契約に関する条例第 8 条及び条例施行規則第 5 条の規定に基づき、条例第 7 条各号に掲げる事項の遵守の状況について、特定県契約の受注者（以下、特定受注者という）のうち知事が指定するものに係る特定受注者に対し報告を求めるもの。（平成 29 年 4 月 1 日より施行）

### 2 報告対象の選定

契約担当室課から報告のあった特定県契約の要件に該当する契約について、報告対象となる特定県契約の指定に関するガイドライン及び同マニュアルの手順にしたがって、①契約が履行される地域、②工種・業務内容、③契約金額等について配慮の上選定を行った。

今年度、報告を求める特定県契約の件数は下表の通り。（カッコ内は特定県契約の全体数）

	県央	県南	沿岸	県北	計
工事請負契約	2 (4)	1 (2)	7 (16)	0※ (0)	10 (22)
業務委託契約	5 (10)	2 (3)	2 (4)	1 (2)	10 (19)
指定管理協定	7 (17)	1 (1)	1 (2)	1 (1)	10 (21)

※県北においては、要件に該当する工事がなかったもの。

### 3 特定受注者からの報告状況について

報告対象として抽出した特定県契約 30 件について報告を求め、すべての受注者より報告があった。報告状況及び賃金支払については、下表の通り。

#### （1）特定県契約に係る報告状況（平成 30 年 7 月 31 日現在）

	報告対象	照会件数	回答件数	計
工事請負契約	10	10	10	10
業務委託契約	10	10	10	10
指定管理協定	10	10	10	10

## (2) 賃金支払状況等の報告について

		最低額※	最高額
工事請負契約	元請	1,163 円	1,225 円
	下請	875 円	3,193 円
業務委託契約	委託者	720 円	2,595 円
	再委託者	740 円	1,542 円
指定管理協定	指定管理者	785 円	2,483 円
	再委託者	716 円	3,383 円

※今回報告対象となったのは、業務委託契約及び指定管理協定においては H29.10 月支給分、工事請負契約については H29.10 月以降、H30.5 月までの期間の指定する月の支給分の賃金支払額である。

※H29.10 月支給に対応する最低賃金は、9 月末日までの稼働分は 716 円（平成 29 年 9 月 30 日まで）、10 月 1 日からの稼働分は 738 円（平成 29 年 10 月 1 日以降）となる。

※上記のいずれの契約においても、平成 29 年 10 月 1 日以降は最低賃金額の改定に応じて、賃金の支払いを行っているもの。

## (3) 社会保険等の加入状況について

	健康保険 未加入	厚生年金 未加入	雇用保険 未加入
工事請負契約	0 件	0 件	0 件
業務委託契約	0 件	0 件	0 件
指定管理協定	0 件	0 件	0 件

※ただし、短時間勤務者等の理由により適用除外となるため、未加入であると報告のあったものがあった。

## 4 平成 30 年度における特定受注者からの報告について

特定県契約に従事する労働者の労働条件について、最低賃金以上の支払いがなされていること、社会保険等への加入が確認された。

平成 30 年度も現ガイドラインに基づいて同制度を運用し、県契約に従事する労働者の労働条件について把握し、その結果等を踏まえて条例の施行状況に係る検討を行う。